

保証 マンスリー

12

DECEMBER

2013/VOL.34/NO.12

保証マンスリーは
東京信用保証協会が
お届けする保証情報誌です

■ 今月のお知らせ

手形割引保証・電子記録債権割引保証
の事務取扱にかかる留意点等について
台風第26号で被災した大島町の
中小企業者を対象とした制度融資・
特別相談窓口のご案内

■ 事業実績

■ インフォメーション

融資ご担当者の皆さまへ

～年末資金の保証申込と書類送付に関するお願い～

お詫びと訂正 ～限定根保証約定書の書式改正について～

保証マンスリー(バックナンバー含む)は、当協会
ホームページにも掲載しておりますので、ご利用ください
<http://www.cgc-tokyo.or.jp>

手形割引保証・電子記録債権割引保証の事務取扱にかかる留意点等について

今般、電子記録債権の割引が新たに信用保証協会の保証の対象となったことに伴い、手形割引保証および電子記録債権割引保証にかかる「事務取扱要領」を策定しました。本号では、手形割引保証および電子記録債権割引保証にかかる事務取扱や保証申込を行う際の留意点等についてご紹介します。業務の参考としてご活用ください。

はじめに ～「割引保証」の定義～

「割引保証」とは、売掛債権が化体した手形または電子記録債権（以下「電債」といいます）の割引に伴う買戻債務に対する保証をいいます。したがって、ここでいう「割引保証」は、電債のほか、従来から取り扱っている化体手形の割引も含まれます。

事務取扱上の主な留意点

■割引金額について

割引金額は、1 中小企業者につき手形割引と合計で2億8,000万円以内です。

（従来、手形割引根保証は「1企業につき5,000万円以内」、手形割引個別保証は「1件（1枚の手形金額）50万円以上」でしたが、すべての割引金額を「2億8,000万円以内」としました。）

■保証期間について

根保証の場合……1年以内

期間内に生じる割引手形または割引電債の支払期日は、必ずしも保証期間の満了日までに到来することを要しませんが、原則として90日を超えることはできません。

個別保証の場合…原則として30日以上6ヶ月以内

割引する1枚の手形金額または1件の電債金額について、割引の日から支払期日までを保証期間とします。

■一部割引について

電子記録債権割引については、1件の電債の一部を分割記録および譲渡記録することにより、分割した電債を割引することもできます。

■電子記録債権割引根保証の場合

電子記録債権割引根保証で保証した場合（信用保証書の保証形態が「根保証」、形式が「電子記録債権割引」の場合）は、電債のほか手形の割引も可能です。

■取扱開始にあたって

当協会の電子記録債権割引保証を金融機関として初めてご利用いただく場合、事前に当協会所定の書面（「電子記録債権割引保証にかかる取扱いについて」）を提出していただく必要がありますのでご留意ください。

※当該書面は金融機関ごとに提出していただく書面です。保証申込の都度提出していただく必要はありません。

従来から取り扱っている、手形割引（根保証・個別保証）のみをご利用いただく場合は、提出の必要はありません。

■取り扱いができる制度

一般保証（手形割引個別保証，手形割引根保証，電子記録債権割引個別保証，電子記録債権割引根保証）のほか、「割引保証」の取り扱いができる制度は以下の通りです。保証申込の際は、信用保証依頼書の「保証制度（略称）」欄に取扱制度（一般保証の場合は「手割個」，「手割根」，「電割個」，「電割根」の別）を明記してください。

全国制度	東京都制度融資
全国小口（電割個・手割個）	都小口（電割個・手割個） 都小口・経指（電割個・手割個） 企業再建（電割個・手割個） リバイバル（電割個・手割個）

保証申込関係書類記入上の留意点

■信用保証委託契約書

「借入形式」欄の「5」に丸を付し、個別保証の場合は「イ」に、根保証の場合は「ロ」に丸を付してください。なお、手形割引個別保証、手形割引根保証の場合は、従来通り「3」の「イ」または「ロ」となります。

記入例：電子記録債権割引個別保証の場合

[借入要項]	
金融機関名	(支店)
借入形式 (該当項目を○で囲んでください。)	1 証書貸付 2 手形貸付(イ 個別 口 極度) 3 手形割引(イ 個別 口 極度) 4 当座貸越(イ 貸付専用型 口 事業者カードローン) 5 電子記録債権割引(イ 個別 口 極度(手形・電子記録債権両方の割引を含む)) <small>貴協会の〇〇より借入形式が変更された場合は、その借入形式を永認します。</small>
借	旧書式を使用して電子記録債権割引の保証申込をする場合は、余白部分に「5 電子記録債権割引(〇〇)」(〇〇には「個別」または「極度」)と記入し、「5」に丸を付してください(申込人本人による記入が必要です)。※部分も参照

■信用保証依頼書

「貸付形式」欄の「9」に丸を付してください。なお、手形割引個別保証、手形割引根保証の場合は、従来通り「3」(手形割引)となります。

記入例：電子記録債権割引(個別・根保証)の場合

貸	貸付金額	1 個別 2 極度	円	貸付期間	日	日
	貸金用途	1 運転 2 設備 3 運転・設備		貸付利率	1 固定 2 変動	%以内
付	貸付形式	1 証書 2 手形 3 手形割引 4 公正証書 5 当貸(貸付専用型) 6 当貸(カードローン型) 9 電子記録債権割引				
	区分	1 一括 2 元金均等 3 元利均等(ローン) 4 不均等 5 当貸随時 6 当貸約定 7 商手落込				

旧書式を使用して電子記録債権割引の保証申込をする場合は、当該項目の余白部分に「9 電子記録債権割引」と記入し、「9」に丸を付してください。※部分も参照

※電子記録債権割引にかかる「借入形式」、「貸付形式」を追加した改正後の書式(新書式)は、平成25年11月5日より使用を開始しています。新書式への移行期間にかかる経過措置として、平成26年3月31日申込受付分までは改正前の書式(旧書式)での保証申込も可能ですが、旧書式を用いて電子記録債権割引の保証申込をする場合は、上記「借入形式」「貸付形式」を手書きで追記の上で、該当項目に丸を付して提出してください。お手数をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■申込時の添付資料について

通常の申込書類のほか以下の書類の添付が必要となります。

- { 手形割引個別保証の場合……………手形の写し(両面)
- { 電子記録債権割引個別保証の場合……………直近の通常開示書面(最新債権情報)

■保証書の表示について

信用保証書上の「保証形態」、「形式」の表示は以下の通りです。保証決定時に必ずご確認ください。

	信用保証書上の表示	
	保証形態	形式
手形割引根保証	根保証	手形割引
電子記録債権割引根保証		電子記録債権割引*
手形割引個別保証	個別保証	手形割引
電子記録債権割引個別保証		電子記録債権割引

※信用保証書の保証形態が「根保証」で形式が「電子記録債権割引」の場合は、手形割引も可能です。

台風第26号で被災した大島町の中小企業者を対象とした制度融資・特別相談窓口のご案内

■東京都制度融資「災害復旧資金融資」(略称：災)の取り扱いについて

平成25年台風第26号により直接被害を受けた大島町の中小企業者を対象に、その事業の復旧に必要な資金等を融資するための東京都制度融資「災害復旧資金融資」を取り扱っています。概要は以下の通りです。

融資対象

平成25年台風第26号により被災した大島町の中小企業者

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	1企業(組合) 一災害につき5億6,000万円 (災害関係保証2億8,000万円, 一般保証2億8,000万円)
融資期間	運転資金 10年以内(据置期間1年以内を含む) 設備資金 15年以内(据置期間1年以内を含む)
融資利率	責任共有利率 固定金利 1.7% 全部保証利率 固定金利 1.5%
物的担保	災害関係・一般のそれぞれの保証で、この融資の保証を含めて保証合計残高が8,000万円以下の場合には原則として無担保
必要書類	通常の申込書類のほか、 大島町長が発行する「り災証明書」が必要です。

利子補給・信用保証料補助について

信用保証料は東京都が全額補助します(別途申請は不要)。

利子補給については以下の通りです(別途東京都への申請が必要)。

- { 融資金額1億円までの部分……融資利率相当分の利子について東京都が全額補給します。
- { 融資金額1億円を超える部分……責任共有利率が適用される場合に限り東京都が0.2%相当分の利子を補給します。

受付期間

平成25年11月15日から平成26年3月31日まで

■経営安定関連(セーフティネット)保証4号の指定および「経営セーフ」の取り扱いについて

今般、平成25年台風第26号による大島町の災害が経営安定関連(セーフティネット)保証4号にかかる災害(地域)として指定されました。また、これに伴い、東京都制度融資「経営セーフ」の融資対象に、平成25年台風第26号による災害に伴うセーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業者が加わりました。

なお、指定の期間は平成25年10月16日から平成26年2月14日までとなっています。

上記各制度の詳細等、本台風により被災した中小企業者を対象とした保証制度にかかる最新の情報については、当協会または東京都のホームページをご覧ください。

■特別相談窓口の開設について

当協会では、平成25年台風第26号の災害により影響を受けている中小企業者を対象とした特別相談窓口を設けています。

窓口名：平成25年台風第26号による災害に関する特別相談窓口

開設場所：本店保証部および各支店保証課

※このほか当協会で開催している相談窓口は以下の通りです。(平成25年11月1日現在)

- ・北朝鮮制裁措置
- ・『生活対策』中小企業金融緊急
- ・円高等対策
- ・東日本大震災
- ・平成23年タイ洪水被害
- ・皮革関連
- ・経営改善・資金繰り



(金額単位：百万円)

■ 業務概況

	当 月 中				当 年 度 累 計			
	件 数	金 額	前年同月比 (%)		件 数	金 額	前年同期比 (%)	
			件 数	金 額			件 数	金 額
保証申込	7,853	104,802	91.9	87.8	57,398	847,692	93.3	91.8
保証承諾	6,725	82,093	94.3	90.5	49,192	663,918	92.2	92.4
保証債務残高	466,123	4,506,157	95.2	90.3	—	—	—	—
代位弁済	669	7,468	82.6	81.7	5,350	58,634	82.5	82.0
回 収	—	1,474	—	85.5	—	10,922	—	88.2

■ 業種別保証承諾状況

(金額単位：百万円)

	当 月 中				当 年 度 累 計			
	件 数	金 額	前年同月比 (%)		件 数	金 額	前年同期比 (%)	
			件 数	金 額			件 数	金 額
製造業	1,202	16,462	96.4	90.7	8,723	132,995	92.7	92.2
卸売業	1,276	19,617	91.7	94.5	9,826	166,806	93.2	94.4
小売業	1,094	9,175	88.2	77.8	7,569	66,759	86.8	84.0
建設業	1,220	14,479	103.7	103.2	8,673	113,022	95.1	97.5
サービス業	1,330	13,975	92.4	82.8	9,899	116,640	91.9	90.8
運輸倉庫業	156	2,186	83.4	93.0	1,247	19,032	98.3	101.4
不動産業	431	5,933	100.9	91.1	3,099	47,285	91.3	88.9
その他の産業	16	266	76.2	135.8	156	1,379	98.1	92.4
合 計	6,725	82,093	94.3	90.5	49,192	663,918	92.2	92.4

■ 業種別代位弁済状況

(金額単位：百万円)

	当 月 中				当 年 度 累 計			
	件 数	金 額	前年同月比 (%)		件 数	金 額	前年同期比 (%)	
			件 数	金 額			件 数	金 額
製造業	139	1,597	125.2	171.5	916	11,081	90.5	93.0
卸売業	129	1,811	66.8	70.1	1,297	16,680	85.5	87.9
小売業	126	1,146	74.1	74.7	971	7,203	78.0	71.3
建設業	114	1,463	89.1	82.6	858	10,148	76.8	75.5
サービス業	137	1,095	83.5	62.1	1,012	9,876	85.0	86.7
運輸倉庫業	10	173	142.9	196.5	103	1,351	83.1	81.7
不動産業	14	183	38.9	38.8	181	2,199	65.6	55.9
その他の産業	0	0	0.0	0.0	12	97	240.0	130.7
合 計	669	7,468	82.6	81.7	5,350	58,634	82.5	82.0

事業実績 (平成25年10月)

金融機関業態別保証承諾状況

(金額単位：百万円)

	当 月 中				当 年 度 累 計			
	件 数	金 額	前年同月比 (%)		件 数	金 額	前年同期比 (%)	
			件 数	金 額			件 数	金 額
都市銀行	1,587	33,779	87.6	89.1	13,013	296,822	89.8	89.5
地方銀行	234	3,662	102.2	88.0	1,970	36,080	102.0	109.2
第二地方銀行	312	3,843	85.0	92.9	2,685	35,940	90.0	96.4
信用金庫	4,165	36,815	98.3	92.7	28,332	262,584	92.9	93.5
信用組合	384	3,099	87.7	80.9	2,754	22,921	91.5	90.2
その他	43	895	87.8	97.6	438	9,571	93.4	95.1
合 計	6,725	82,093	94.3	90.5	49,192	663,918	92.2	92.4

金融機関業態別代位弁済状況

(金額単位：百万円)

	当 月 中				当 年 度 累 計			
	件 数	金 額	前年同月比 (%)		件 数	金 額	前年同期比 (%)	
			件 数	金 額			件 数	金 額
都市銀行	218	3,374	89.0	94.0	1,740	26,264	83.7	87.0
地方銀行	12	122	66.7	25.9	209	3,898	96.3	103.7
第二地方銀行	29	478	59.2	113.9	292	2,960	80.7	89.1
信用金庫	344	3,055	76.6	68.8	2,706	22,404	79.9	73.2
信用組合	54	340	125.6	209.9	362	2,809	91.0	87.1
その他	12	99	200.0	163.6	41	299	89.1	75.4
合 計	669	7,468	82.6	81.7	5,350	58,634	82.5	82.0

地区別保証承諾状況

(金額単位：百万円)

	当 月 中				当 年 度 累 計			
	件 数	金 額	前年同月比 (%)		件 数	金 額	前年同期比 (%)	
			件 数	金 額			件 数	金 額
千代田区	298	4,748	99.0	86.5	2,304	44,245	90.9	87.3
中央区	312	4,362	82.8	69.1	2,586	43,425	92.7	90.9
港区	382	5,932	90.1	83.9	2,682	47,604	92.2	88.5
新宿区	256	4,226	82.1	84.2	2,053	35,022	81.8	80.6
文京区	114	1,741	84.4	83.8	1,000	14,893	86.5	91.3
台東区	387	3,723	105.7	93.2	2,721	31,034	90.8	90.0
墨田区	300	3,251	88.2	110.7	1,671	19,939	85.4	93.0
江東区	249	2,615	98.8	101.3	1,799	20,437	93.1	95.6
品川区	184	2,072	89.8	76.9	1,441	21,108	84.6	90.4
目黒区	133	1,901	94.3	96.0	962	13,809	92.3	99.0
大田区	367	5,283	103.7	103.0	2,782	41,188	95.9	92.2
世田谷区	292	4,151	118.2	111.4	1,849	24,062	96.9	90.4
渋谷区	344	5,485	100.9	97.1	2,411	42,489	97.8	92.1
中野区	127	2,030	86.4	137.4	843	11,011	85.5	89.7
杉並区	140	1,611	77.3	81.1	1,038	14,177	78.3	83.1
豊島区	189	2,333	99.5	92.4	1,488	22,140	101.2	101.8
北区	109	992	74.7	72.1	1,000	10,369	91.7	95.6
荒川区	137	1,520	87.3	85.6	969	11,022	100.7	106.6
板橋区	170	1,860	88.5	64.9	1,442	19,017	105.2	99.4
練馬区	259	2,544	106.6	101.9	1,816	20,368	105.5	117.0
足立区	354	3,893	98.3	108.9	2,330	26,462	91.2	103.4
葛飾区	195	1,559	86.3	67.5	1,489	13,663	84.5	74.8
江戸川区	337	3,326	91.6	90.8	2,374	25,793	92.7	95.6
市町村・島嶼	1,090	10,932	96.9	91.3	8,142	90,643	92.9	95.7
合 計	6,725	82,093	94.3	90.5	49,192	663,918	92.2	92.4



地区別代位弁済状況

(金額単位：百万円)

	当 月 中				当 年 度 累 計			
	件 数	金 額	前年同月比 (%)		件 数	金 額	前年同期比 (%)	
			件 数	金 額			件 数	金 額
千代田区	21	224	50.0	39.4	215	2,284	61.8	51.0
中央区	36	359	62.1	49.5	316	3,731	86.3	79.3
港区	60	590	87.0	57.5	450	5,497	103.9	90.7
新宿区	53	532	135.9	126.6	341	4,488	91.2	92.1
文京区	19	338	111.8	168.4	138	1,817	105.3	99.9
台東区	34	307	79.1	74.3	251	2,534	66.4	67.4
墨田区	21	155	150.0	62.0	194	2,208	137.6	146.6
江東区	12	155	41.4	36.1	137	1,335	50.7	47.1
品川区	8	54	23.5	16.6	200	1,498	95.7	63.5
目黒区	14	156	93.3	165.2	102	983	89.5	86.7
大田区	39	418	125.8	177.4	206	1,964	92.8	84.2
世田谷区	26	189	63.4	58.4	207	1,917	87.3	95.0
渋谷区	40	623	95.2	78.8	303	4,701	69.5	79.3
中野区	10	108	66.7	92.6	125	1,604	116.8	140.0
杉並区	15	234	150.0	567.8	140	1,583	88.6	99.7
豊島区	17	426	89.5	333.2	155	2,216	85.2	97.4
北区	21	227	105.0	151.8	92	757	68.7	75.1
荒川区	15	98	93.8	98.8	94	873	70.7	72.6
板橋区	23	193	74.2	48.0	135	1,623	72.6	78.1
練馬区	15	74	71.4	34.6	233	1,936	86.9	83.6
足立区	29	271	152.6	191.3	244	2,368	88.7	95.2
葛飾区	13	36	44.8	15.9	110	1,488	71.4	110.0
江戸川区	46	652	107.0	138.5	240	2,491	71.9	75.0
市町村・島嶼	82	1,048	72.6	77.8	722	6,737	80.5	75.5
合 計	669	7,468	82.6	81.7	5,350	58,634	82.5	82.0

お問い合わせ窓口一覧

● 本店

〒104-8470 中央区八重洲 2-6-17

保証の申込・ご相談

- ・申込の手続きや提出書類等について知りたい
- ・金融相談窓口を利用したい
- ・保証制度について知りたい
- ・保証料率等のご照会

お客さまの利便性を考慮し、担当地区制をとっています。法人の方は登記上の本店所在地、個人の方は住民登録地を担当する窓口へお越しください。また都外に本店または住民登録のある方は、都内営業所の所在地の窓口までお願いします。

保証部保証課 (本店 2 階)

担当区域：千代田区・中央区・港区・島嶼

TEL 03(3272)3151

FAX 03(3272)3155

信用保証料について

- ・信用保証料の計算方法、納付手続き、返戻等について知りたい

経理課 (本店 7 階) TEL 03-3272-3003

創業の申込・ご相談

- ・創業に関する相談をしたい

創業アシストアザ (本店 3 階) TEL 03-3272-2279

創業アシストアザ 多摩分室 TEL 042-525-3101

(多摩分室の住所は立川支店と同一)

● 池袋支店

担当区域：豊島区・板橋区・練馬区

〒170-0013 豊島区東池袋 1-24-1 ニッセイ池袋ビル 8 階

TEL 03(3987)5445(代) FAX 03(3987)7523

● 五反田支店

担当区域：品川区・目黒区

〒141-0022 品川区東五反田 2-10-2 東五反田スクエアビル 4 階

TEL 03(5447)8250(代) FAX 03(3443)1130

● 錦糸町支店

担当区域：墨田区・江東区・江戸川区

〒130-0013 墨田区錦糸 1-2-17 カサトビル 4 階

TEL 03(5608)2011(代) FAX 03(5608)2320

● 新宿支店

担当区域：新宿区・中野区・杉並区

〒160-0023 新宿区西新宿 6-3-1

新宿アイランド・ウイングビル 3 階

TEL 03(3344)2251(代) FAX 03(3344)2390

● 千住支店

担当区域：足立区・荒川区

〒120-0036 足立区千住仲町 40-10

住友生命北千住ビル 2 階

TEL 03(3888)7231(代) FAX 03(3888)7293

● 上野支店

担当区域：台東区・文京区・北区

〒111-0041 台東区元浅草 2-6-7 アパビル 5 階

TEL 03(3847)3171(代) FAX 03(3847)3191

● 渋谷支店

担当区域：渋谷区・世田谷区

〒150-0002 渋谷区渋谷 3-28-13

渋谷新南口ビル 5 階

TEL 03(5468)0135(代) FAX 03(5468)1037

● 葛飾支店

担当区域：葛飾区

〒125-0062 葛飾区青戸 7-2-5

東京都城東地域中小企業振興センター 3 階

TEL 03(5680)0801(代) FAX 03(5680)0807

● 大田支店

担当区域：大田区

〒144-0035 大田区南蒲田 1-20-20

東京都城南地域中小企業振興センター 3 階

TEL 03(5710)3610(代) FAX 03(5710)3091

● 立川支店

担当区域：八王子支店担当以外の多摩地区

〒190-0012 立川市曙町 2-37-7 アサヒ立川ビル 5 階

TEL 042(525)6621(代) FAX 042(525)8712

● 八王子支店

担当区域：八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市

〒192-0046 八王子市明神町 3-20-6

八王子ファーストスクエアビル 3 階

TEL 042(646)2511(代) FAX 042(646)1970

社債保証について

- ・特定社債保証制度の申込手続きについて知りたい

社債・制度保証課 (本店 3 階) TEL 03-3272-3083

代位弁済について

- ・債権保全に関すること等、事前協議をしたい
- ・代位弁済請求の手続きについて知りたい
- ・債権書類の引渡し等について

代位弁済課 (本店 4 階) TEL 03-3272-2272

延滞、その他事故が発生したとき

- ・事故報告の手続きについて知りたい

管理統括課 (本店 4 階) TEL 03-3272-2259

保証条件変更手続きについて

- ・返済額や保証期間の変更をしたい
- ・代表者を変更したので連帯保証人を変更したい
- ・保証条件担保の変更をしたい

条件変更課 (本店 5 階) TEL 03-3272-2273

融資ご担当者の皆さまへ ～年末資金の保証申込と書類送付に関するお願い～

▼例年12月は保証申込が集中します。年末資金等で年内の融資実行を予定されている場合はできるだけお早めにお申し込みいただきますよう、ご協力をお願いします。

▼また、保証申込の増加とともに、保証申込関係書類・その他添付資料等の受け渡しも多くなります。郵便物による書類の受渡事務・保証申込事務手続等を円滑に進めていくため、郵便物送付に際しましては、宛先(部署名・担当者)、同封書類名、被保証人名等を明記した送付書を添付してくださいませよう、ご理解とご協力をお願いします。

▼「送付書」につきましては、金融機関所定のものをご使用いただいて差し支えございません。また、当協会にて作成した「保証関係書類送付書」もございますので、ご入用の際は、総務課・各支店保証課までお気軽にお申し付けください。

参考【保証関係書類送付書】

お詫びと訂正 ～限定根保証約定書の書式改正について～

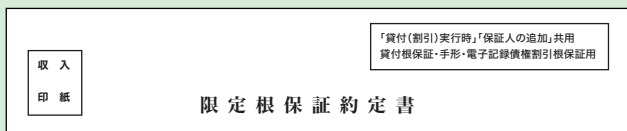
■本誌2013年11月号の掲載内容に一部誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。訂正箇所は以下の通りです(下線部が訂正箇所)。

p 2 「改正した主な書式と改正内容」中の限定根保証約定書について

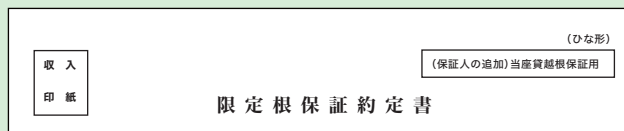
訂正前	書面右肩に記載されている書式用途を『「貸付(割引)実行時」「保証人の追加」共用 貸付根保証・手形・電子記録債権割引根保証・流動資産担保融資根保証用』に改正しました。
訂正後	書面右肩に記載されている書式用途を『「貸付(割引)実行時」「保証人の追加」共用 貸付根保証・手形・電子記録債権割引根保証用』に改正しました。

■留意事項

流動資産担保融資根保証(略称: A B L 1)の限定根保証約定書は、従来通り『(保証人の追加)当座貸越根保証用』と記載されているひな形をご参考としてください。



【『「貸付(割引)実行時」「保証人の追加」共用 貸付根保証・手形・電子記録債権割引根保証用』】



【『(保証人の追加)当座貸越根保証用』】

限定根保証約定書は『「貸付(割引)実行時」「保証人の追加」共用 貸付根保証・手形・電子記録債権割引根保証用』、『(保証人の追加)当座貸越根保証用』とも、当協会ホームページからダウンロードできます。

金融機関の皆さまの声をお寄せください

当協会は昭和55年より金融機関と保証協会をつなぐ情報誌として「保証マンスリー」を発刊しています。

平成25年も残り僅かとなりましたが、本年もご愛読いただきましてありがとうございました。

引き続き本誌に関する金融機関の皆さまからのご意見・ご要望などを承っております。

お気軽に企画部広報課(03-3272-3089)までお寄せください